

経営会議の内容

件 名	ゆとりの森修景池エリアの指定管理者制度の導入について
所 管 部	環境農政部
日時・場所	平成21年4月17日（金）9：55 ～ 10：55 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、財政課長、総合政策課長、総合政策課総合政策担当係長、みどり公園課長
提 出 理 由	ゆとりの森修景池エリアの整備に伴い、管理運営に指定管理者制度を導入するため
	【主な意見等】 ・都市公園条例第21条の規定では指定管理者に行わせなければならないとなっているのか。 （所管部）「指定管理者に行なわせるものとする。」となっている ・指定管理期間後（1年9ヵ月後）、財団ではなく公募による選定を行うのか。 （所管部）その予定である。現行の指定管理期間後の指定については、公募も含め最良の方法を考えていく。 ・現在の駐車場の整備はどうなるのか、また、有料か （所管部）今後の芝生広場予定地に100台の仮設駐車場を配置する。暫定整備のため無料としているが、本整備後は有料とする考えである。 ・指定管理料について、平成21年（9ヵ月分）と平成22年（1ヵ年）とでは、月当たりの費用が異なるがどうか。 （所管部）樹木の剪定やポンプ整備など1年に1回必要なものがあるため、月当たり費用に換算すると違いがあり同程度にはならない。 ・「流れ」の水質は誰が行なうのか。 （所管部）水質チェックは、委託による。 ・軽微な修繕と大規模修繕の違いは何か。 （所管部）芝生グラウンドの協定と同様に130万円の修繕費を境としている。 ・「流れ」の深さはどのくらいか、また、管理する人数はどのくらいか。 （所管部）「流れ」の深さは約5cmであり、管理する人員は2人である。 ・調整池の流出先と荒天時の管理はどうなっているのか。 （所管部）「流れ」の余剰水は、雨水管により川に流すこととなる。荒天時には、チェーンをして中に入れないようにする、また、モニターにより監視もしていく。 ・今後の指定管理の方針はどうなるのか。 （所管部）今回の指定管理期間と管理センターが出来るまでには、1年間のブランクがあるがこの取り扱いは、H21年度に充分検討していく。既に指定管理制度を導入している施設については、順次、期間が終了するので、検証・見直しのうえで、方針を今年度中に決めていきたい。 ・駐車場が足りないと思う、また、整備の方針として駐車場を優先したほうが良いと思う。
会議結果	案のとおり、進めていく。